

被害状況と捕獲頭数は 本年度被害は近年で最高



あおき ひろあき
青木 浩明 議員

問 令和6年度、イノシシやシカなどの有害鳥獣被害は増えており、去る12月議会においても捕獲報償金の増額補正が行われた。令和6年度の町有害鳥獣対策報償金交付要綱に基づき、交付された報償金の鳥獣別頭数と金額はいくらか。

また、近年の被害状況と捕獲頭数はどのように推移しているか。

答 今西海洋森林課長

令和6年度の現時点での集計は、イノシシが1214頭で1258万5千円、シカが172頭で292万4千円、ハクビシンが279頭で55万8千円、カラスが20羽で2万円、タヌキが550頭で110万円、アナグマが103頭で20万6千円となっている。令和元年度以降では令和6年度が最大で、タヌキとハクビシンは例年の2倍になっている。

また、農作物への被害は、年度途中の集計ではあるが362万5千円である。但し、捕獲頭数、被害額の推移は決して右肩上がりではなく、捕獲頭数の多かった年の翌年は捕獲頭数と被害額が減少しており、各年度単位で増減を繰り返している状況だ。

問 町、有害鳥獣対策報償金交付要綱では、11月15日から3月31日までの狩猟期間中は報償金対象から除外されている。しかし、県内において令和6年度からこの期間中も報償金対象にしている自治体が増えている。近年の被害状況を踏まえ、本町も要綱を改正して通年にすることを望むかどうか。

答 今西海洋森林課長

狩猟期間中も報償金対象にすることは全国的にも動きがあり、県内でも一部の市町村で導入されている。年間を通じて報償金制度を拡充することは、鳥獣被害の縮小に向

けて有効な手段であると捉えている。しかし、イノシシの生息地を同じくする近隣の四十市や四万十町との広域的な関連性、狩猟期間中の現場の安全性、倍増が予想される予算確保等の課題がある。

今後は町内の有害鳥獣防止対策協議会の委員や猟友会の皆さんの意見を伺い、県の指導や他市町村の状況も注視し、制度改正への方向性を様々な角度から検討していく。



イノシシ捕獲用檻（上と右）

